

## 労働保険・助成金に係る改正について

送信枚数 本紙含み 1 枚



### ① 労働保険適用事業場情報の公表制度が12月から始まります

求職者の方や労働者が、事業場における労働保険の加入状況を把握できるようにするため、インターネットを利用して会社の労働保険情報を閲覧することができる制度が、平成22年12月から開始されます。ホームページ上において「都道府県名」を選択し、「事業主名」または「所在地」を入力することにより、該当する事業に係る事業の名称、事業の所在地、成立している保険関係の種類(労災・雇用保険)が表示されます。

- ☆ 歴史の長い会社の場合など、実際の住所と労働保険届け出の住所が一致していない可能性もあります。特に個人事業主の方で、事業を営む場所の代わりにご自宅の住所を労働保険適用事業場として届け出している場合など、登録されている所在地と実際の所在地が必ずしも一致しているとは限りません。変更手続き漏れを確認する意味でも、心当たりのある事業所様は労務協会担当者までご一報ください。

### ② 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の改正について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金は、景気変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業などをする事で雇用維持を図った場合に、支払った休業手当などの一部を助成する制度です。

#### I 支給要件に係る生産量減少要件が緩和されます

##### ☑ 原則的な生産量要件

…直近3カ月の生産量が、更にその直前の3カ月または前年同期と比べて原則5%以上減少

##### ☑ 平成21年12月から実施されている要件緩和

…リーマンショック以降の生産回復の遅れを踏まえ、赤字の企業については原則の要件に加え、直近3カ月の生産量が前々年同期と比較して10%以上減少していれば支給対象とする。

【中小企業は平成22年12月1日まで、大企業は平成22年12月13日までの暫定措置】

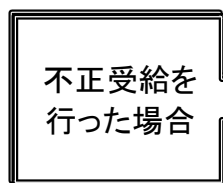
##### ☑ 今回の要件緩和

…平成22年12月から1年間に限り、以下のいずれにも該当する場合には支給対象とする。

- ・ 円高の影響により生産量が減少
- ・ 直近3カ月の生産量が3年前の同時期に比べ15%以上減少
- ・ 直近の決算等の経常損益が赤字

#### II 不正受給防止対策が強化されます

虚偽申請などの不正受給を行う事業所が一部にみられる事から、不正受給防止対策が強化されます。



- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、概要
- ・ 不正受給した金額、その内容

が公表されます



平成22年11月1日以降の申請から実施されます。

また、悪質な虚偽申請については刑事告訴される場合もあります。